

大石田町資格取得支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への定住促進と安定した就労支援のため、町内に在住する求職者並びに勤労者が、就職や仕事に役立つ資格又は免許（以下「資格等」という。）の取得に要する経費の一部に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「求職者」公共職業安定所を通じた求職活動を行っている者をいう。
- (2)「就労者」給料又は収入のために現に働いている者をいう。

(助成金交付対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付対象者は、次の各項に該当する者又は事業所とする。ただし、その他の補助金等の交付を受けた者については、助成金の交付対象外とする。

2 求職者が対象となる場合は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1)大石田町内に住所を有する者で、今後も引き続き町内に居住する意思のある者
- (2)町税を完納している者
- (3)公共職業安定所に求職登録をした者
- (4)就労のために資格等を取得しようとする者

3 就労者が対象となる場合は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1)大石田町内に住所を有する者
- (2)町税を完納している者
- (3)正規雇用者又は非正規雇用者（雇用期間の定めがある者又は労働時間週30時間未満の者をいう。以下同じ。）で、就労の能力向上のため資格等を取得しようとする者。ただし、公務員及び公共的団体に勤務する者を除く。

4 事業所が対象となる場合は、次の各号のいずれにも該当する事業所とする。

- (1)大石田町内に本店又は支店を有している事業所
- (2)町税を完納している事業所
- (3)前項の各号のいずれにも該当する者を有する事業所

(助成対象資格)

第4条 助成の対象となる資格は、別表に掲げる国家資格及び国家検定のほか、町長が相当と認めたものをいう。ただし、普通自動車免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許及び原動機付自転車免許を除くものとする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。ただし、年度内で資格等を取得した場合に限る。

- (1)資格取得に係る受講料（教材費も含む）
- (2)資格等の受験料
- (3)資格等の登録料
- (4)その他、町長が相当と認めた経費

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- 2 求職者並びに非正規雇用者においては、前項の上限は100,000円とし、正規雇用者の場合は、上限50,000円とする。
- 3 助成金の交付は、1人につき年度内1回を限度とする。事業所においては、年度内3人までとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の末日までに、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 身分を証明できるものの写し（運転免許証等）
 - (2) 受験等に要した経費を明らかにする書類
 - (3) 資格等を取得したことが証明できる書類の写し
 - (4) 町税等に未納がない証明（納付状況の閲覧について同意した場合は不要）
 - (5) 求職者が申請する場合は、ハローワークカードの写し
 - (6) 就労者が申請する場合は、勤務している事業所に係る雇用契約書又は労働条件通知書の写し等雇用状況が確認できるもの
 - (7) 事業所が申請する場合は、対象となる就労者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し等雇用状況が確認できるもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 助成金の交付の申請に係る受付は、当該年度の予算を超過した場合は、受付を終了する。

(助成金の交付決定)

第8条 町長は、前条の助成金交付申請書の提出があった場合、当該申請書を審査の上、交付すべきと認めたときは、申請者に対し助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、当該通知を受けた後、速やかに助成金交付請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 町長は虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者があると認められるときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。